



三重県公報

令和4年5月2日(月)
 第 307 号
 毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
248	地方自治法第231条の2の3第1項の規定による指定納付受託者の指定	(税 務 企 画 課)	2
249	地方自治法施行令第158条第1項の規定による寄附金の収納事務の委託	(同)	2
250	救急病院に該当しなくなった旨	(医 療 政 策 課)	2
251	地方自治法施行令第158条第1項の規定による償還金の徴収事務の委託	(水 産 振 興 課)	2
252	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(中 小 企 業 ・ サ ー ビ ス 産 業 振 興 課)	3
253	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(同)	3
254	証紙の販売所を廃止した旨の届出	(出 納 局)	4
公 告			
	令和4年度毒物劇物取扱者試験の実施	(薬 務 課)	5
	土地改良区の役員の退任及び就任の届出	(農 地 調 整 課)	6
	土地改良区の定款変更の認可	(同)	7
	土地改良事業計画を定めた旨及びその関係書類の縦覧	(同)	7
	土地改良事業の工事の完了	(同)	7
	公共測量が終了した旨の通知	(公 共 用 地 課)	7
特 定 調 達 公 告			
	随意契約の相手方を決定した旨	(病 院 事 業 庁)	7
	同伴	(同)	8
正 誤			
	令和4年4月8日付け三重県公報第301号	(防 災 砂 防 課)	8
	同伴	(同)	8

告 示

三重県告示第 248 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定により、三重県ふるさと応援寄附金に係る指定納付受託者として次のとおり指定しました。

令和 4 年 5 月 2 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 委託先

三重県津市栄町三丁目 123 番地 1

株式会社百五カード 代表取締役社長 長合 教実

東京都港区青山五丁目 1 番 22 号

株式会社ジェーシービー 代表取締役会長兼執行役員社長 浜川 一郎

東京都港区六本木 6-10-1 六本木ヒルズ森タワー

株式会社メルベイ 代表取締役 CEO 山本 真人

2 指定年月日

令和 4 年 3 月 31 日

三重県告示第 249 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、三重県ふるさと応援寄附金の収納事務を次のとおり委託しました。

なお、地方自治法施行令第 158 条第 1 項の規定による寄附金の収納事務の委託（令和 3 年三重県告示第 294 号）は令和 4 年 3 月 31 日限り、廃止します。

令和 4 年 5 月 2 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 委託先

大阪府大阪市北区大深町 4 番 20 号 グランフロント大阪タワー A

株式会社エフレジ 代表取締役 杉本 和彦

2 委託期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

三重県告示第 250 号

次のとおり救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項に規定する救急業務に関し協力する旨の申出が撤回されました。

令和 4 年 5 月 2 日

三重県知事 一 見 勝 之

救急病院の名称	救急病院の所在地	救急病院に該当しなくなった日
武内病院	津市北丸之内 82 番地	令和 4 年 4 月 30 日

三重県告示第 251 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、三重県沿岸漁業改善資金貸付金に係る償還金の徴収事務を次のとおり委託しました。

なお、地方自治法施行令第 158 条第 1 項の規定による償還金の徴収事務の委託（令和 3 年三重県告示第 276 号）は廃止します。

令和 4 年 5 月 2 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 委託先

三重県津市広明町 323 番地 1

東日本信用漁業協同組合連合会三重支店

2 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

三重県告示第 252 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により津市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 4 年 5 月 2 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヤマナカアルテ津新町
津市博多町 136-1
- 2 津市から聴取した意見
意見なし
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和 4 年 5 月 2 日から同年 6 月 2 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 253 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 2 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 4 年 5 月 2 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
オークワ伊賀新堂店
伊賀市新堂字中出 214 番地 1 ほか 10 筆
- 2 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗の店舗面積の合計
(変更前)
1,984 m²
(変更後)
2,864 m²
 - (2) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

駐車場	台数	位置
駐車場	145 台	縦覧による
合計	145 台	

(変更後)

駐車場	台数	位置
駐車場	123 台	縦覧による

合計	123 台	
----	-------	--

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前)

荷さばき施設	面積	位置
荷さばき施設	23 m ²	縦覧による
合計	23 m ²	

(変更後)

荷さばき施設	容量	位置
荷さばき施設 1	23 m ²	縦覧による
荷さばき施設 2	24 m ²	縦覧による
合計	47 m ²	

(4) 廃棄物保管施設の位置及び容量

(変更前)

廃棄物保管施設	面積	位置
廃棄物保管施設	32 m ²	縦覧による
合計	32 m ²	

(変更後)

廃棄物保管施設	面積	位置
廃棄物保管施設 1	32.0 m ²	縦覧による
廃棄物保管施設 2	4.5 m ²	縦覧による
合計	36.5 m ²	

(5) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社オークワ	午前 7 時	午前 0 時

(変更後)

名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社オークワ	午前 7 時	午前 0 時
株式会社オークワ	午前 9 時	午後 10 時

3 変更年月日

令和 4 年 12 月 15 日

4 変更理由

新規別棟の計画のため

5 届出の日

令和 4 年 4 月 14 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 4 年 5 月 2 日から同年 9 月 2 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 254 号

三重県証紙条例（昭和 40 年三重県条例第 12 号）第 5 条第 1 項の規定により指定した証紙の販売人から、販売所を次のとおり廃止した旨の届出がありました。

令和 4 年 5 月 2 日

三重県知事 一 見 勝 之

販売人の名称	廃止する販売所		廃止年月日
	名称	所在地	
多気郡農業協同組合	本店	多気郡明和町大字齋宮 1831-21	令和4年2月26日

公 告

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定による令和4年度毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施します。

令和4年5月2日

三重県知事 一見勝之

- 1 試験の日時
令和4年8月7日（日） 午後1時から午後3時まで
- 2 試験の場所
津市北河路町19-1
津市産業・スポーツセンター メッセウイング・みえ
- 3 試験の種類
 - (1) 一般毒物劇物取扱者試験
 - (2) 農業用品目毒物劇物取扱者試験
 - (3) 特定品目毒物劇物取扱者試験
- 4 試験科目
 - (1) 学科試験
 - ア 毒物及び劇物に関する法規
 - イ 基礎化学
 - ウ 毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号。以下「規則」といいます。）別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第2に掲げる劇物に限ります。）の性質及び貯蔵その他取扱方法
 - (2) 実地試験（筆記により実施します。）
毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第2に掲げる劇物に限ります。）の識別及び取扱方法
- 5 受験手続
 - (1) 提出書類等
 - ア 受験申込書 正本及び副本各1部 計2部
 - イ 写真 1枚（申込前6月以内に写した無帽正面、上半身像のものであつて、縦4.5cm、横3.5cmのもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）
 - (2) 申込用紙の交付
 - ア 窓口交付期間
令和4年5月23日（月）から同年6月10日（金）まで（土曜日及び日曜日を除きます。）の午前8時30分から午後5時15分までとします。
 - イ 交付場所
県内最寄りの保健所（四日市市保健所を含みます。）又は三重県医療保健部薬務課
 - ウ その他
インターネットによる入手も可能です。三重県ホームページ（<https://www.pref.mie.lg.jp/>）に掲載する毒物劇物取扱者試験のお知らせから、添付ファイルをダウンロードしてください。
 - (3) 受験申込書の提出先
 - ア 県内居住者
県内最寄りの保健所（四日市市保健所を含みます。）
 - イ 県外居住者

県内最寄りの保健所（四日市市保健所を含みます。）又は三重県医療保健部薬務課

(4) 受験申込書の受付期間

令和4年6月6日（月）から同月10日（金）までの午前8時30分から午後5時15分までとします。

なお、郵送の場合は、令和4年6月10日（金）までの消印のあるものに限って受け付けます。

(5) 受験手数料

10,500円の三重県収入証紙を受験申込書（正本）に貼り付けてください。

なお、受験申込書提出後は返金しません。

6 合格発表

令和4年9月2日（金）午前10時に合格者の受験番号を三重県庁正面玄関及び各保健所（四日市市保健所を含みます。）に掲示します。また、当日中に三重県ホームページ（<https://www.pref.mie.lg.jp/>）にも掲載します。

また、県外居住者にあつては、直接受験者に合格者受験番号一覧を通知します。

なお、電話及び電子メールによる照会には応じませんが、合格者には合格証を郵送します。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和4年5月2日

三重県知事 一 見 勝 之

高郷井土地改良区（津市高茶屋三丁目25番6号）

退任理事

津市高茶屋二丁目44番30号

〃 〃 四丁目38番20号

〃 〃 二丁目40番28号

〃 藤方1120番地

〃 高茶屋一丁目2番20号

〃 〃 小森町1233番地

〃 藤方1297番地

〃 〃 1453番地

〃 〃 1115番地

〃 雲出島貫町134番地

門 口 信 男

佐 藤 研 一

井 上 重 徳

小 堀 一 成

鈴 木 浩 紀

北 山 幹 雄

乙 部 實

原 田 一 夫

鈴 木 耕 治

花 井 美 博

退任監事

津市垂水1080番地

〃 高茶屋一丁目16番10号

浅 田 康 功

藤 田 芳 博

就任理事

津市高茶屋二丁目44番30号

〃 〃 四丁目38番20号

〃 〃 二丁目40番39号

〃 藤方1120番地

〃 高茶屋一丁目2番20号

〃 〃 小森町1233番地

〃 藤方1297番地

〃 〃 1453番地

〃 〃 1115番地

〃 雲出本郷町1294番地

門 口 信 男

佐 藤 研 一

鎌 田 昭 博

小 堀 一 成

鈴 木 浩 紀

北 山 幹 雄

乙 部 實

原 田 一 夫

鈴 木 耕 治

服 部 正 哉

就任監事

津市垂水1080番地

〃 高茶屋一丁目16番10号

〃 雲出本郷町1206番地

浅 田 康 功

藤 田 芳 博

鈴 木 延 明

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、神田土地改良区（員弁郡東員町大字山田 2617 番地）の定款の変更を認可しました。

令和 4 年 5 月 2 日

三重県知事 一 見 勝 之

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定により、農村地域防災減災事業用排水施設整備事業（小規模）三雲南部地区及び農村地域防災減災事業土地改良施設豪雨対策事業三雲南部 2 期地区の計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第 87 条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、この計画の取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が定められた日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、この計画の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和 4 年 5 月 2 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
令和 4 年 5 月 6 日から同年 6 月 2 日まで
- 3 縦覧の場所
松阪市役所産業文化部北部農林水産事務所（松阪市嬉野町 1434 番地）

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 3 第 3 項の規定により、次の県営土地改良事業について、その工事を完了しました。

令和 4 年 5 月 2 日

三重県知事 一 見 勝 之

事業名	地区名	工事完了年月日
県営湛水防除事業	長島中部地区	令和 4 年 3 月 11 日

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 4 年 3 月 22 日に終了した旨、三重県鈴鹿建設事務所長から通知がありました。

令和 4 年 5 月 2 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（砂防基盤地図作成）
- 2 作業地域
亀山市関町坂下、同市関町白木一色、同市関町富士ハイツ、同市関町久我、同市関町萩原、同市関町加太市場、同市関町加太向井、同市関町加太梶ヶ坂、同市関町加太神武、同市関町加太北在家及び同市関町加太中在家

特定調達公告

次のとおり随意契約の相手方を決定しましたので、三重県病院事業庁の物品等又は特定役務の調達手続の特例

を定める規程（平成 11 年三重県病院事業庁管理規程第 15 号）第 12 条の規定により公告します。

令和 4 年 5 月 2 日

三重県病院事業庁長 長 崎 敬 之

- | | | |
|---|---------------|------------------------------------------------------|
| 1 | 物品等の名称及び数量 | 三重県立こころの医療センター電力需給契約
(予定使用量) 8,085,000 k W h |
| 2 | 担 当 部 局 | 津市城山 1 丁目 12 番 1 号
三重県立こころの医療センター運営調整部 |
| 3 | 契約の相手方を決定した日 | 令和 4 年 4 月 1 日 |
| 4 | 契 約 の 相 手 方 | 愛知県名古屋市東区東新町 1 番地
中部電力ミライズ株式会社 代表取締役 社長執行役員 大谷真哉 |
| 5 | 契 約 金 額 | 194,874,102 円 (税込) |
| 6 | 決 定 手 続 | 随意契約 |
| 7 | 随 意 契 約 の 理 由 | 地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 21 条の 14 第 1 項第 5 号に該当 |

次のとおり随意契約の相手方を決定しましたので、三重県病院事業庁の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 11 年三重県病院事業庁管理規程第 15 号）第 12 条の規定により公告します。

令和 4 年 5 月 2 日

三重県病院事業庁長 長 崎 敬 之

- | | | |
|---|---------------|------------------------------------------------------|
| 1 | 物品等の名称及び数量 | 三重県立一志病院電力需給契約
(予定使用量) 1,904,700 k W h |
| 2 | 担 当 部 局 | 津市白山町南家城 616
三重県立一志病院運営調整部 |
| 3 | 契約の相手方を決定した日 | 令和 4 年 4 月 1 日 |
| 4 | 契 約 の 相 手 方 | 愛知県名古屋市東区東新町 1 番地
中部電力ミライズ株式会社 代表取締役 社長執行役員 大谷真哉 |
| 5 | 契 約 金 額 | 49,102,029 円 (税込) |
| 6 | 決 定 手 続 | 随意契約 |
| 7 | 随 意 契 約 の 理 由 | 地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 21 条の 14 第 1 項第 5 号に該当 |

正 誤

令和 4 年 4 月 8 日付け三重県公報第 301 号に登載しました、目次中

ページ	行	誤
1	7	196 土砂災害警戒区域の指定の解除
		正
		196 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除

令和 4 年 4 月 8 日付け三重県公報第 301 号に登載しました、土砂災害警戒区域の指定の解除の告示中

ページ	行
4	22 及び 23

誤

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により土砂災害警戒区域に指定した次の区域の指定を解除します。

正

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定した次の区域の指定を解除します。

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
